

屋外広告物がもたらす事故を防ぎましょう！

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと…。屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

1 屋外広告物所有者の方は、日常点検を行いましょ！

事故を防ぐためには、まず、屋外広告物の異変に気づくことが大切です。以下の点検項目を参考に、点検を始めましょう！（目視での点検もとても重要です！）

共通事項

- アクリル板にヒビが入っていませんか
- アクリル板が外れそうではありませんか
- 照明の不点灯などはありませんか
- 看板部材が欠落していませんか



表示面板の欠落

野立広告物、壁面広告物

- 支柱の根元からサビがでていませんか
- 看板が傾いていませんか
- パネル(表示面)がガタついていませんか



サビによるブラケットの腐食

壁面突出し広告物(袖看板)

- ブラケット部よりサビが出ていませんか
- 看板は壁から垂直についていますか



ソケットの破損

照明広告物

- 照明器具は傾いたり、外れかけていませんか

2

異変に気づいたら、専門業者へ相談してください。

所有している屋外広告物が腐食、破損等しているのは異常な状態です。
そのまま放置しておく、取替えや大規模な補修を行うことになり、多額の費用を負担しなければなりません。
また、放置した屋外広告物により事故が発生した場合は、所有者が賠償責任を問われることもあります。

異変に気づいたら、早めに専門業者へ相談しましょう！

専門業者へ点検を依頼することで、日常点検では確認が困難な詳細点検をしてもらうことが可能です。

専門業者について

◆島根県内(松江市を除く)の専門業者(屋外広告業者)

県ホームページにて、屋外広告業登録業者の一覧表を掲載しています。

(URL及びQRコード) <http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/touroku.html>



◆松江市内の専門業者(屋外広告業者)

松江市ホームページにて、屋外広告業登録業者の一覧表を掲載しています。

(URL及びQRコード) <http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/okugaiindex/>



3

屋外広告物の許可更新申請を忘れずに行いましょう！

許可更新申請を行わないと、無許可の屋外広告物となり、屋外広告物を設置することができなくなります。
また、無許可となり放置されてしまった屋外広告物が事故を招く原因にもなり得ます。
屋外広告物の許可更新申請の時期に、安全点検をしっかりと行いましょう。
(許可更新申請の際には、点検報告書の提出が義務づけられています。)

その他、屋外広告物の許可に関する内容は、下記の窓口へご相談ください。

屋外広告物設置許可申請 窓口一覧

市町村名	担当課名	電話番号
松江市	まちづくり文化財課	0852-55-5696
浜田市	建設企画課	0855-25-9601
出雲市	建築住宅課	0853-21-6176
益田市	建築課	0856-31-0668
大田市	都市計画課	0854-83-8108
安来市	建築住宅課	0854-23-3326
江津市	建設政策課	0855-52-7952
雲南市	都市計画課	0854-40-1064
奥出雲町	商工観光課	0854-54-2504
飯南町	建設課	0854-76-3942

市町村名	担当課名	電話番号
川本町	地域整備課	0855-72-0637
美郷町	建設課	0855-75-1216
邑南町	建設課	0855-95-1120
津和野町	商工観光課	0856-72-0652
吉賀町	建設水道課	0856-79-2212
海士町	環境整備課	08514-2-1827
西ノ島町	観光定住課	08514-7-8777
知夫村	地域振興課	08514-8-2211
隠岐の島町	建設課	08512-2-8564

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」もご参照ください！

この冊子は、屋外広告物適正化推進委員会が作成したものです。

こちらのURL及びQRコード(<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>)よりダウンロードできます。

(本チラシ発行元: 島根県)

